

# 障害児通所支援事業所等における 医療的ケア児者の受入れに関する 手引き・研修プログラムが完成しました



厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業として「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の構築に関する調査研究」を行いました。

本事業は、障害児通所支援事業所等において、医療的ケア児者の状態やニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供されるよう、医療的ケア児者の受入れに取り組んでいる事業所等における医療的ケアの実施体制や安全確保のための取組・課題に関して調査するとともに、有識者等からなる検討委員会を設置し、議論を通じて、障害児通所支援事業所等における医療的ケア児者の受入れ及び医療的ケアの提供のための体制整備や安全管理の在り方について検討し、報告書および手引きとしてとりまとめました。

また、手引きをもとに、事業所の管理者や看護職員に対する標準的な研修プログラム（音声付）も作成いたしました。

医療的ケア児者の受入れにあたり、ぜひこれらの資料をご活用ください。



## 手引き

医療的ケア児者へサービス提供を行うための方法・留意事項を分かりやすくまとめました



## 研修プログラム(音声付)\*

手引きの内容をもとに、音声付きスライド形式でまとめました



## 主な内容

1. 障害児通所支援事業所等(障害児通所支援、生活介護およびグループホーム)における医療的ケアとは
  - (1) 医療的ケア児(者)とは
  - (2) 発達支援と医療的ケア
  - (3) 医療的ケアの具体的な内容
2. 関係者の役割
  - (1) 管理体制の在り方
  - (2) 医療的ケア児者の受入れに際しての関係者
3. 医療的ケア実施に向けた体制整備・環境整備
  - (1) 医療的ケア実施にあたっての情報収集
  - (2) 医療的ケア実施者の体制整備
  - (3) 施設設備の準備
  - (4) 利用者に関する情報収集・医療的ケア実施のための書式等の整備
  - (5) 感染症対策の検討
  - (6) 関係者間の情報共有の場の整備
4. 医療的ケア児者受入れの流れ
  - (1) 利用希望者等からの情報収集
  - (2) 主治医からの情報収集
  - (3) 関係者からの情報収集
  - (4) 個別支援計画の策定
  - (5) 個別の医療的ケアマニュアルの作成
  - (6) 緊急時対応の検討(契約にあたっての必要事項の確認)
  - (7) その他医療的ケア実施にあたっての留意点
5. 日々の利用における医療的ケアの提供
  - (1) 日常的な医療的ケアの提供
  - (2) 医療的ケアに関する定期的評価・見直し



## 報告書名

厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の構築に関する調査研究報告書」  
2021(令和3)年3月 みずほ情報総研株式会社 ※みずほ情報総研株式会社は2021(令和3)年4月にみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に社名変更しました。

